■ご存じですか 児童扶養手当と特別児童扶養手当（健康福祉課）

【児童扶養手当】

父親と生計をともにしていない児童を養育している方に対し、支給される手当です。

○支給の対象となる児童

・父母が婚姻を解消した児童
・父が死亡した児童
・父が一定の障害の状態にある児童
・父の生死が明らかでない児童
・父が引き続き1年以上遺棄している児童
・父が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
・母が婚姻によらないで生まれた児童
・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

※ただし、次のような場合には手当を受ける資格がありません。
・公的年金（遺族年金や障害者年金等）を受けることができるとき。
・遺族補償等を受けることができる場合など

○手当の額

月額　41，720円（対象児童一人　全部支給の場合）
児童数により加算があります。

また、受給資格者及び同居の家族等の所得により手当の一部または全部の支給が制限される場合があります。

※平成15年4月1日において、該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができません。

※なお、平成22年8月から父子家庭に対しても、児童扶養手当が支給されます。詳しくは、9ページをご覧ください。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。ただし、手当を受けるためには申請が必要です。

○手当の額（障害の程度により）

2　級	1　級
月額33，800円	月額50，750円
身体障害者手帳 概ね3級程度（内部疾患を含む） 療育手帳 概ねB程度	身体障害者手帳 概ね1・2級程度（内部疾患を含む） 療育手帳 概ねⒶ・A程度
※手帳の交付を受けていなくても、上記と同程度の障害があれば手当を請求できます。	

請求者及び同居の家族等の所得により手当の全部が支給停止になる場合があります。

※現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定を受けている方は、支給要件等の確認のため、8月1日現在の状況について8月中に現況届を提出していただきます。

○お問い合わせ

社会福祉G（内線237）

■離乳食教室のご案内（健康福祉課）

離乳食に関する疑問や不安を解消しませんか？

○日時　8月11日㈬
午前10時から11時30分まで（午前9時45分受付）

○場所　保健センター

○対象者
4～6カ月児とその保護者（町内在住の方）

○内容　離乳食のお話・試食

※試食用食器（専用スプーン等）は全て教室で用意します。

○定員　10組（先着順）

○お申し込み期限
8月9日㈪まで

○お申し込み・お問い合わせ
保健センター☎㈭1910

■8月から11月は全国統一農地パトロール月間です（農業委員会）

農地は国民の食糧を生産する基盤であり、国土保全や景観維持など公共財産ともいうべき大切なものです。

農業委員会では、優良農地の保全及び営農環境整備の一環として、農地の無断転用や遊休（耕作放棄）農地の発生防止と解消等を目的に年間を通して定期的に「農地パトロール」（農地の巡回点検指導）を実施しています。

また、これらの農地が確認された場合は、農地の所有者の方に対しての是正指導も行なっています。

大切な資源を次世代へつなぐうえでもみなさんの力で農地を守っていきましょう。

○農地転用には許可が必要です

必ず許可を

農地を住宅・倉庫・作業所など農地以外の目的に利用する場合には、事前に農地法に基づく転用の許可が必要です。資材置場や残土置場などのために一時的な利用をする場合も同様です。

○違反すると罰則があります

許可を受けずに行った農地転用は、農地法違反であり農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事より工事の中止、原状回復などを命じられます。

○お問い合わせ

農業委員会（内線225）

■こどもを守る110番の家協力者のみなさんへ（教育委員会）

平成10年度から設置しております「こどもを守る110番の家」につきましては、日頃からご協力いただいており、現在のところ大きな事故・事件もなく、子どもたちも元気に通学しています。

しかし、最近の報道及び近隣市町村の状況等から、子どもたちを狙った不審者・変質者が頻繁に出没しております。

子どもたちが安全確保のために避難する場合が想定されますので、今後ともみなさんの一層のご協力をお願いいたします。

なお、現在使用しておりますステッカーに欠損等がございましたら、新しいものと取り替えさせていただきます。また、新たにご協力いただける方についても、教育委員会までご連絡ください。

○お問い合わせ

学校教育G　☎㈭1462